# 「ゴルフ場開発事業の規制に関する要綱」に係る運用指針

「ゴルフ場開発事業の規制に関する要綱」については、次により運用するものとする。

- 1 要綱第3の(1)の「計画地の所在する市町村が地域振興対策の一環として誘致を図り」とは、次のいずれにも該当するものをいう。
- (1) 当計画が、県及び市町村の基本構想並びに土地利用計画等に適合したものであること。
- (2) 誘致を図ることについて、市町村の議会又は都市計画審議会等の意見を聴したものであること。
- (3) 地域住民の生活の安定向上に寄与するものであること。
- 2 要綱第3の(2)の「一定の比率」とは、次の区分によるものとする。
- (1) 県内ゴルフ場の総量は、既設を含め概ね1%とする。
- (2) 各市町村におけるゴルフ場の総量は、既設を含め概ね4%とする。

この場合において、大和高原地域及び五條・吉野地域の各市町村については、地域の実情を考慮し、限度を超えて認めることもある。

(注ーーー大和平野地域、大和高原地域及び五條・吉野地域の各区分については、別添図に示すと おりとする。)

- 3 要綱第3の(3)の「指定された区域」とは、別表に掲げる区域とするが、B欄に該当するものについては、各区域の機能等を損なわない範囲に限り、計画地に含めることを認める場合もある。
- 4 要綱第4の「事前協議」とは、「各種開発事業に係る事前協議実施要綱」に基づくものをいう。
- 5 要綱第4の(4)の有効期間の定義及び取扱いは次のとおりとする。
- (1)「有効期間」とは、事前協議の結果を通知した日から起算して、開発行為に必要な全ての許可 (以下「許可」という。)を受けるまでの期間をいう。
- (2) 「特別な理由」とは、短期間内に許可を受けることができると認められるもので次のものをいう。 ア 許可申請が既になされており、審査中であるもの。
  - イ 許可を受けるために必要な全ての書類が整っており、直ちに許可申請ができると認められるもの。
- (3) 第4の(4)の但し書きの適用を受けようとする事業者は、事前協議の結果を通知した日から起算して3年を経過する日の30日前までに、理由書を添えて市町村長を経由し知事に申し出なければならない。
- (4) 知事は、前項の申し出が(2)の理由に該当すると認める場合は、許可を受けるに必要な期間を定め、一回に限り有効期間の延長を行うものとする。
- (5) 前項の延長期間を含め有効期間内に許可を受けることができなかった場合は、新たな計画として、 要綱第4の事前協議を行わなければならない。

## 施行期日

この指針は昭和60年7月20日から施行する。

#### 施行期日

この指針は平成元年1月10日から施行する。

### 施行期日

この指針は平成4年12月1日から施行する。

#### 施行期日

この指針は平成20年4月1日から施行する。

規制内容		
	A 計画地には含めては	B 計画地に含めること
区域	ならない区域	も可能な区域
自然公園の特別地域	0	
自然公園の普通地域		0
歴史的風土特別保存地区	0	
歷史的風土保存区域		$\circ$
風 致 地 区		$\bigcirc$
景観・環境保全地区		$\bigcirc$
近郊緑地保全区域		0
※ 保安林及び保安施設地区	0	
地すべり防止区域	0	
急傾斜地崩壊危険区域	0	
砂防指定地		0
史跡・名勝・天然記念物の		
指定を受けた区域	0	
周知の遺跡等文化財保護上		
保全を必要とする区域		$\bigcirc$
鳥獣保護区特別保護地区	0	
農業振興地域内の農用地		
区域	0	
* 農用地以外の農地		0
※ その他知事が必要と認める		
区域	0	0

- 注1) B欄に該当するものについては、各区域の機能等を損なわない範囲に限り、 計画地に含めることができる場合もある。
- 注2) 左欄※の区域については、現況保存をし、かつ、その機能を損なわない範囲であれば、計画地に含めることを認める場合もある。
- 注3) 計画地に農地 (\*農用地以外) を含める場合でも、その割合は計画面積の概 ね 1 0 % とする。